

改正案	現行
5 前払式支払手段発行者関係 Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目 Ⅱ－3 事務運営 Ⅱ－3－2 前払式支払手段の払戻し Ⅱ－3－2－1 主な着眼点 ①法第20条第1項に基づく払戻しについて イ. (略) ロ. <u>前払式支払手段発行者は、払戻しを行うに当たり、利用者保護の観点から、以下のような措置を講じることが望ましい。</u> a. <u>利用終了の周知</u> <u>前払式支払手段の利用機会を一定期間確保する観点から、利用終了日を決定した場合には、速やかに自社ホームページや店頭ポスターでの掲示等により利用終了について周知する。</u> b. <u>払戻しに係る申出期間</u> <u>法令で定める60日間は、最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間を設定する。</u> c. <u>払戻しの周知方法</u> <u>法令で求められている方法に加えて、例えば、自社ホームページ、加盟店ホームページ、所属する業界団体等のホームページ、認定資金決済事業者協会ホームページや、独立行政法人国民生活センターホームページにおいても掲示を行う。</u> <u>なお、払戻しの実効性を確保する観点から、利用終了の周知、払戻しに係る申出期間及び周知方法の設定につ</u>	5 前払式支払手段発行者関係 Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目 Ⅱ－3 事務運営 Ⅱ－3－2 前払式支払手段の払戻し Ⅱ－3－2－1 主な着眼点 ①法第20条第1項に基づく払戻しについて イ. (略) ロ. <u>利用者への周知については、法令で求められている方法に加えて、払戻し手続の対象となる前払式支払手段の使用態様等を踏まえ、例えば、自社ホームページや認定資金決済事業者協会ホームページにおいても掲示を行うなど、利用者への周知を実効性のあるものとするための適切な手段を講じることが望ましい。</u>

改正案	現行
<u>いては、画一的に行わず、払戻しの対象となる前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえ、適切な設定となるよう留意する必要がある。</u> ハ. (略) <u>（注１）「利用終了」とは、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、当該事業の承継が行われた場合を除く）をいう。</u> （注２）日刊新聞紙により公告や営業所または事務所及び加盟店における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が内閣府令第 41 条第 2 項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合には、法第 20 条第 1 項に規定する払戻手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。 ② (略) Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理等 Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務 (1) (略) (2)オフサイト・モニタリング 財務局は、必要に応じ、金融庁担当課室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。 <u>なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっ</u>	ハ. (略) (注) 日刊新聞紙により公告や営業所または事務所及び加盟店における掲示の実施状況に照らして、前払式支払手段発行者が内閣府令第 41 条第 2 項に規定する措置を十分に講じたとは認められない場合には、法第 20 条第 1 項に規定する払戻手続が適切に実施されたとは認められず、当該期間中に現実に払戻しが行われなかった前払式支払手段については、未使用残高から控除することができないことに留意する必要がある。 ② (略) Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理等 Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務 (1) (略) (2)オフサイト・モニタリング 財務局は、必要に応じ、金融庁担当課室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。

改正案	現行
ては、金融庁担当課室から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。 ① 経営管理（ガバナンス）の基本方針等 ② 内部管理の状況 ③ 法令等遵守の状況 ④ 業務運営の状況 ⑤ 内部監査の状況 Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等 (1)～(9) (略) (10) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等 ① (略) ② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出 イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式 16 による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後 20 日以内に監督局長に対して送付するものとする。 ロ. (略) Ⅲ－２－２ 発行の業務の廃止の取扱い (1) 財務局長は、あらかじめ前払式支払手段発行者に対し、<u>法第 24 条第 1 項に基づき、当該前払式支払手段発行者が前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、当該事業の承継が行われた場合を除く）を決定した場合、又は法第 27 条第 1 項に基づき第三者型発行者の登録を取</u>	① 経営管理（ガバナンス）の基本方針等 ② 内部管理の状況 ③ 法令等遵守の状況 ④ 業務運営の状況 ⑤ 内部監査の状況 Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等 (1)～(9) (略) (10) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等 ① (略) ② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出 イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三者型発行者について作成した別紙様式 16 による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後 20 日以内に監督局長及び他の財務局長に対して送付するものとする。 ロ. (略) Ⅲ－２－２ 発行の業務の廃止の取扱い (1) <u>法第 33 条第 1 項の規定に基づき前払式支払手段発行者より発行の業務の廃止等届出書（以下「廃止等届出書」という。）が提出された場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により、当該事業の承継が行われた場合を除く）、又は法第 27 条第 1 項に基づき第三者型発行者の登録を取り消した場合</u>には、法第 24 条の規定に基

改正案	現行
り消された場合には、別紙様式 17 により、法第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻手続の実施予定等について記載した報告書を提出することを、求めるものとする。 （注 1）・（注 2） （略） (2)～(4) （略）	づき、別紙様式 17 により、法第 20 条第 1 項により当該前払式支払手段発行者が行うこととされている前払式支払手段の払戻手続の実施予定等について、報告を求めるものとする。 （注 1）・（注 2） （略） (2)～(4) （略）